



発行 新潟県

第 82 号

平成26年10月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1435 保安林の指定予定（治山課）
- 1436 保安林の指定予定（治山課）
- 1437 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）
- 1438 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）
- 1439 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1440 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1441 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1442 平成26年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 1443 新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程の一部改正（監理課）
- 1444 道路の区域変更（道路管理課）
- 1445 道路の供用開始（道路管理課）
- 1446 道路の区域変更（道路管理課）
- 1447 道路の区域変更（道路管理課）
- 1448 道路の区域変更（道路管理課）
- 1449 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 家畜商講習会の開催（食品・流通課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

告 示

◎新潟県告示第1435号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成26年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大島区嶺字大沢 3750 の 1 から 3750 の 3 まで、3757、3814 の 1、3824、3825 の 1 から 3825 の 4 まで、3827 の 2、3828 の 1、3828 の 2、宇下ノ沢 3830 の 1 から 3830 の 3 まで、3832、3833 の 1 から 3833 の 4 まで、3834 の 1 から 3834 の 6 まで、3836 の 1 から 3836 の 3 まで、3853 の 4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1436号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大島区下達字居村 267 の 8、268 の 1、269 の 1、269 の 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1437号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県上越市大島区嶺字大沢3749の2、3749の4、3749の5、3751の1から3751の3まで、字下ノ沢3842、字白崩4434の1、4434の2、4442、4443の1から4443の3まで、4444、4444の1、4444の3、4445の1、4445の3、4445の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1438号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県上越市大島区嶺字大沢3814の2、3825の5から3825の10まで、字下ノ沢3853の1から3853の3まで、3922の1から3922の13まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の佐々木土地改良区の定款の変更を平成26年10月10日認可した。

平成26年10月21日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成26年10月10日認可した。

平成26年10月21日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第1441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年10月21日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
阿賀野市 水留克栄ほか 123 名	前島	区画整理事業	変更	平成 26 年 10 月 8 日	第 95 条 の 2

◎新潟県告示第1442号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画（平成26年8月8日新潟県告示1175号）を次のとおり変更する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
-----------	------	------

新潟市	新潟市の第05-16計画区・第06-16計画区・第06-17計画区・第06-18計画区・第02-19-3計画区・第02-22-1計画区・第03-20-2計画区・第03-26-1計画区・第14-13-1計画区及び第09-14-1計画区	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区及び第3計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区及び第26計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区・市街第7計画区・市街第8計画区及び市街第9計画区	〃
見附市	見附市の第3計画区・第4計画区及び第5計画区	〃
村上市	村上市の朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・朝第33計画区・神第30計画区・神第31計画区・神第32計画区及び神第33計画区	〃
燕市	燕市の第37計画区・第38計画区及び第40計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第19計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第35計画区・第36-1計画区及び第36-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第49計画区及び第50計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第14-1計画区・第14-2計画区・第57-1計画区・第S10計画区・第S11計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第6計画区・第7計画区・第8計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第43計画区及び第44計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第35計画区及び第36計画区	〃

田上町	田上町の第1計画区及び第2計画区	”
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第3計画区及び第4計画区	”
湯沢町	湯沢町の第102-1計画区・第102-2計画区及び第102-3計画区	”
刈羽村	刈羽村の第09計画区・第10計画区・第11-1計画区及び第12計画区	”
関川村	関川村の第14-2計画区・第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区及び第15-2計画区	”

◎新潟県告示第1443号

新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程(平成23年2月新潟県告示第128号)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。ただし、第3条の改正は、平成26年11月1日から実施する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動後号等」という。)が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等(以下「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入札に参加することができる者) 第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年12月新潟県告示第3296号)第2条の規定により競争入札等に参加することができる者(次条第1項に規定する税について滞納がない者に限る。) (2) 次のアからウまでのいずれにも該当する者で、この章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を	(入札に参加することができる者) 第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年12月新潟県告示第3296号)第2条の規定により競争入札等に参加することができる者 (2) 次のア及びイのいずれにも該当する者で、この章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承

<p>承継したもの（以下「参加資格者」という。） ア・イ（略） <u>ウ 次条第1項に規定する税について滞納がない者</u></p> <p>2（略）</p> <p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(4)（略）</u> <u>(5)（略）</u></p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>新潟県に主たる事務所を有する者（以下「県内業者」という。）以外の者（以下「県外業者」という。）</u>にあつては、正本1部、副本1部とする。</p> <p>（参加資格の承継）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6) 新潟県の県税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書</u></p> <p><u>(7) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(8)（略）</u> <u>(9)（略）</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（参加資格の取消し）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6) 第2条第1項第2号ウに該当しないとき。</u></p> <p><u>(7)（略）</u></p> <p>3 知事は、参加資格者が前項第1号から第6号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。</p>	<p>継したもの（以下「参加資格者」という。） ア・イ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>新潟県に主たる事務所を有する者（以下「県内業者」という。）以外の者（以下「県外業者」という。）</u>にあつては、<u>前号の納税証明書のほか、法人税又は所得税の納税証明書</u></p> <p><u>(4) 消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(5)（略）</u> <u>(6)（略）</u></p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>県外業者</u>にあつては、正本1部、副本1部とする。</p> <p>（参加資格の承継）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6)（略）</u> <u>(7)（略）</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（参加資格の取消し）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6)（略）</u></p> <p>3 知事は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。</p>
---	---

4 (略)	4 (略)
-------	-------

◎新潟県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡片貝小千谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市朝日字畑ケ田789番2から	新	11.0～24.8メートル	207.8メートル
同市来迎寺字越石甲2637番まで	旧	10.2～24.0メートル	207.5メートル

備考 路線の重用
全区間県道柏崎高浜堀之内線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市朝日字畑ケ田789番2から	新	11.0～24.8メートル	207.8メートル
同市来迎寺字越石甲2637番まで	旧	10.2～24.0メートル	207.5メートル

備考 路線の重用
全区間県道長岡片貝小千谷線と重用

◎新潟県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡片貝小千谷線
- 2 供用開始の区間
長岡市朝日字畑ケ田789番2から同市来迎寺字越石甲2637番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月21日

◎新潟県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩野塚山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市岩野字下原 2838 番から	新	14.1～18.8メートル	53.5メートル
同市岩野字下原2850番まで	旧	13.6～18.8メートル	53.5メートル

◎新潟県告示第1447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田中潟線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市高島町字古屋敷 1849 番 5 から	新	12.0～14.7メートル	100.0メートル
同市高島町字古屋敷1877番 1 まで	旧	12.0～14.7メートル	100.0メートル

◎新潟県告示第1448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝谷村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市滝谷町字前田 1398 番 1 から	新	13.4～14.6メートル	139.2メートル
同市渡沢町字土手端623番 1 まで	旧	7.8～14.4メートル	139.2メートル

◎新潟県告示第1449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 滝谷村松線
- 2 供用開始の区間
長岡市滝谷町字前田1398番1から同市渡沢町字土手端623番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月21日

公 告

予算の公表について（公告）

平成26年10月10日新潟県議会において議決された平成26年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成26年度新潟県一般会計補正予算

平成26年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,509,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,584,115,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	千円 6,856,281 1,588,008 5,268,273	△ △ △ 3,078 3,052 26	千円 6,853,203 1,584,956 5,268,247	
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料 第2項 手数料	12,625,072 8,765,705 3,859,367	2,448 1,973 475	12,627,520 8,767,678 3,859,842	
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金 第2項 国庫補助金 第3項 委託金	138,770,225 37,444,230 98,743,648 2,582,347	3,378,946 △ 3,395,417 △ 13,999	142,149,171 37,441,758 102,139,065 2,568,348	
第10款 財産収入	第1項 財産運用収入	3,096,183 835,740	556 556	3,096,739 836,296	
第11款 寄附金	第1項 寄附金	5,029,641 5,029,641	500 500	5,030,141 5,030,141	
第12款 繰入金		25,107,563	8,129,266	33,236,829	

第13款 諸 収 入	第2項 基 金 繰 入 金	24,512,186	8,129,266	32,641,452
	第4項 貸 付 金 収 入	483,366,786	1,633,669	485,000,455
	第5項 受 託 事 業 収 入	433,391,753	△ 1,862	433,389,891
	第6項 収 益 事 業 収 入	16,891,573	748,166	17,639,739
	第8項 雑 収 入	3,835,475	41,860	3,877,335
		7,201,507	845,505	8,047,012
第14款 県 債	第1項 県 債	288,862,000	2,117,000	290,979,000
		288,862,000	2,117,000	290,979,000
第15款 繰 越 金	第1項 繰 越 金	160,000	250,000	410,000
		160,000	250,000	410,000
歳 入	合 計	1,588,605,751	15,509,307	1,584,115,058

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第2款 総務費	第2項 総務管理費 第3項 統計調査費	千円 30,293,434 14,370,999 798,256	千円 531,370 545,870 △ 14,500	千円 30,824,804 14,916,869 783,756	
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費 第2項 防災費 第3項 環境対策費 第4項 環境対策費	12,447,799 6,951,317 2,787,764 483,574 355,131	16,760 8,990 1,030 2,615 4,125	12,464,559 6,960,307 2,788,794 486,189 359,256	
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費 第2項 福祉指導費 第3項 福祉指導費 第4項 福祉指導費 第5項 福祉指導費 第6項 福祉指導費 第7項 福祉指導費 第8項 福祉指導費 第9項 福祉指導費	146,198,641 19,679,132 42,215,661 4,947,315 1,365,486 36,739,850 6,019,356 1,622,688 18,413,766 15,195,387	94,491 △ 43,608 △ 1,441 △ 93,866 177,141 16,852 4,686 7,458 9,225 18,044	146,293,132 19,635,524 42,214,220 4,853,449 1,542,627 36,756,702 6,024,042 1,630,146 18,422,991 15,213,431	

第5款 労働費	第2項 労働能力開発費 第3項 職業能力開発費	6,741,744 4,207,281 2,404,723	6,716 2,032 4,684	6,748,460 4,209,313 2,409,407
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第4項 産業立地費 第5項 産業観光費	140,808,293 5,416,078 11,069,090 1,870,801	52,234 44,489 △ 10,000	140,860,527 5,460,567 11,066,835 1,880,801
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費 第2項 地域農政推進費 第3項 農産園芸費 第4項 農産普及費 第6項 畜産業費 第7項 水産業費 第8項 林業費 第9項 農地管理費 第10項 農地整備費 第11項 農地計画費	78,910,053 3,554,536 7,880,337 1,324,947 4,094,195 860,963 3,873,249 14,943,332 3,637,833 37,124,737 1,312,040	480,224 15,650 10,416 1,749 △ 766 55,189 45,275 44,624 321,372 △ 3,208	79,390,277 3,570,186 7,890,753 1,326,696 4,082,586 861,729 3,928,438 14,988,607 3,682,457 37,446,109 1,308,832
第8款 土木費	第1項 土木管理費 第2項 道路橋りょう費	164,234,724 11,095,979 53,805,432	11,856,255 △ 3,919,486	176,090,979 11,095,853 57,724,918

第3項	川河	海岸	費	32,204,117	5,862,183	38,066,300
第4項	砂防	防	費	11,669,417	897,000	12,566,417
第5項	都市	画面	費	5,617,903	877,381	6,495,284
第6項	建設	築	費	26,927,161	273,931	27,201,092
第7項	交通	策	費	10,460,582	15,000	10,475,582
第9項	港	灣	費	10,947,823	△ 1,884	10,945,939
第10項	空	港	費	797,818	13,284	811,102
第9款	警	察	費	48,943,989	138,841	49,082,830
	第1項	警	費	45,593,740	15,215	45,608,955
	第2項	警	費	3,350,249	123,626	3,473,875
第10款	教	育	費	216,796,814	175,232	216,972,046
	第1項	教	費	6,255,304	113,972	6,369,276
	第2項	小	費	126,858,409	△ 6,866	126,851,543
	第3項	高	費	49,795,266	△ 11,276	49,783,990
	第4項	特	費	17,207,943	△ 4,348	17,203,595
	第5項	生	費	361,128	7,728	368,856
	第6項	文	費	2,440,949	2,685	2,443,634
	第7項	保	費	1,712,323	21,892	1,734,215
	第8項	私	費	10,779,026	51,445	10,830,471
第11款	災	害	費	5,537,686	1,554,184	7,091,870
	第1項	農	費	1,404,884	458,289	1,863,173

	第2項 土木施設災害復旧費	4,132,802	1,095,895	5,228,697
第13款 諸支出金		98,139,137	603,000	98,742,137
	第2項 雑支出	1,839,500	603,000	2,442,500
歳出計	合計	1,568,605,751	15,509,307	1,584,115,058

第2表 継続費補正 1 変更												
款	項	事業名	補		正		補		正		後	
			額	千円	年度	年割額	額	千円	年度	年割額		
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	鶴川治水ダム事業費 (鶴川)	総	千円	15	千円	0	総	千円	15	千円	0
					16	450,000			16	450,000		
					17	425,000			17	425,000		
					18	350,000			18	350,000		
					19	500,000			19	500,000		
					20	430,000			20	430,000		
					21	500,000			21	500,000		
					22	867,000			22	867,000		
					23	1,221,800			23	1,221,800		
					24	712,700			24	712,700		
					25	898,600			25	898,600		
			23,530,000				23,530,000					

	26	942,731	26	1,160,000
	27	940,731	27	940,731
	28	1,145,000	28	1,145,000
	29	1,217,000	29	1,217,000
	30	2,319,000	30	2,319,000
	31	2,800,000	31	2,800,000
	32	2,770,000	32	2,770,000
	33	2,720,000	33	2,720,000
	34	1,764,238	34	1,546,969
	35	556,200	35	556,200

第3表 債務負担行為補正					
1 追加					
事	項	期 間	限 度	額	明 説
	本庁舎受変電・非常用発電設備更新工事請負契約	平成27年度から平成28年度まで		1,752,141千円	
	新潟県情報通信ネットワーク更新工事設計業務委託契約	平成27年度		62,380千円	
	旅費・給与諸手当等業務委託契約	平成27年度から平成29年度まで		356,684千円	
	新潟県消防防災ヘリコプター購入契約	平成27年度		2,250,000千円	
	県営経営体育成基盤整備事業中曽根地区工事請負契約	平成27年度		40,000千円	
	県営経営体育成基盤整備事業長所地区工事請負契約	平成27年度		48,000千円	
	県営経営体育成基盤整備事業小泊地区工事請負契約	平成27年度		6,000千円	
	県営経営体育成基盤整備事業草地区工事請負契約	平成27年度		8,000千円	
	加茂病院電気設備改修工事請負契約	平成27年度		163,080千円	
	ひろしま美術館展(仮称)開催費用負担協定(相手方 ひろしま美術館展実行委員会(仮称))	平成27年度		8,500千円	
	与板警察署空調設備改修工事請負契約	平成27年度		22,896千円	

事 項		補 正		補 正		後		明 説
		期 間	限 度	期 間	限 度	期 間	限 度	
県営灌漑水防除事業新発田東部2期地区工事請負契約	平成27年度	660,000千円	平成27年度から平成28年度まで	660,000千円				
県営経営体育成基盤整備事業潟5期地区工事請負契約	平成27年度	18,000千円	平成27年度	28,000千円				
県営経営体育成基盤整備事業上泉地区工事請負契約	平成27年度	43,000千円	平成27年度	50,000千円				
県営経営体育成基盤整備事業花見地区工事請負契約	平成27年度	78,000千円	平成27年度	89,000千円				
県営経営体育成基盤整備事業越前地区工事請負契約	平成27年度	17,000千円	平成27年度	40,000千円				
県営経営体育成基盤整備事業小平尾地区工事請負契約	平成27年度	14,000千円	平成27年度	49,000千円				
県営経営体育成基盤整備事業城之内地区工事請負契約	平成27年度	5,000千円	平成27年度	16,000千円				
県営経営体育成基盤整備事業上岩田地区工事請負契約	平成27年度	38,000千円	平成27年度	120,000千円				
魚沼基幹病院(仮称)建設工事請負・工事監理委託契約	平成24年度から平成27年度まで	12,747,087千円	平成24年度から平成27年度まで	13,007,929千円				

起債の目的		補		正		前		正		補		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	6,649,000	6,682,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ							
河川事業費	12,867,000	14,281,000											
海岸事業費	628,000	592,000											
街路事業費	230,000	267,000											
漁港事業費	457,000	456,000											
治山事業費	2,910,000	2,909,000											
農地事業費	7,383,000	7,361,000											
災害復旧事業費	1,826,000	2,294,000											
社会福祉施設整備事業費	619,000	618,000											
地域活性化事業費	357,000	412,000											
防災対策事業費	985,000	1,029,000											

地方道路等整備事業費	12,076,000	12,207,000
合併特例事業費	4,249,000	4,119,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	631,000	556,000
警察施設整備事業費	158,000	160,000
交通安全施設整備事業費	463,000	510,000
地域機関改修事業費	343,000	356,000
医療体制整備事業費	101,000	78,000
公共施設等除却費	249,000	260,000
行政改革推進債	7,859,000	8,010,000
合 計	288,862,000	290,979,000

平成26年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 繰入金	122,673		122,673
	第3項 繰入金	1,166	△ 183	983
	繰入金	121,437	183	121,620
歳入	合計	253,519		253,519

平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 81,223	千円	千円 81,223
	第3項 繰越金	428	184	612
	合 計	80,734	△ 184	80,550
歳 入	合 計	81,223		81,223

平成26年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,171千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 171,631	千円 8,171	千円 179,802
	第1項 国庫支出金	9,764	205	9,969
	第2項 財産収入	13,921	978	14,899
	第3項 繰入金	139,262	5,874	145,136
	第4項 県債	7,600	△ 4,656	2,944
	第5項 繰越金	1,084	5,770	6,854

歳 入 合 計	171,631	8,171	179,802

2 歳 出		項 額	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 県有林事業費			千円 170,631	千円 8,171	千円 178,802
	第1項 事業費		80,507	8,171	88,678
歳 出	合 計		171,631	8,171	179,802

第2表 地方債補正 1 変更									
起債の目的	補		正		前		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円		年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	千円				
	7,600	普通貸借			2,944		補正前に同じ		

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,328,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 13,286,261	千円 42,437	13,328,698	
	第3項 国庫支出金	3,866,108	28,437	3,894,545	
	第7項 県債	1,847,000	14,000	1,861,000	
歳入	合計	13,286,261	42,437	13,328,698	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 流域下水道事業費		千円 13,175,433	千円 42,437	千円 13,217,870
	第4項 災害復旧費		42,437	42,437
歳	出	合計	42,437	13,328,698

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費		1,847,000	千円	普通貸借又は借入金を充てることとし、その償還は、普通貸借又は借入金の元金均等法による償還とする。	年9パーセント以内	借入金の償還は、普通貸借又は借入金の元金均等法による償還とする。	年9パーセント以内	1,861,000	千円	補正前に同じ	補正前に同じ

平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,930,388千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入	第3項 財産収入	2,923,169	7,219	2,930,388
	第4項 繰入金	285,895	△ 54,263	231,632
	第5項 諸収入	271,792	△ 1,884	269,908
	第7項 繰越金	75,855	71	75,926
	合 計	2,923,169	7,219	2,930,388

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費		2,923,016 千円	7,219 千円	2,930,235 千円
	第2項 県債費		1,179,423	22,388	1,201,811
歳 出 合 計			1,743,593	△ 15,169	1,728,424
歳 出 合 計			2,923,169	7,219	2,930,388

平成26年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的支出)

第2条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	6,727,604	148,162	6,875,766
第1項	建設改良費	5,241,631	148,162	5,389,793

平成26年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	3,717,649	△ 355	3,717,294
第2項 営業外費用	95,936	△ 355	95,581

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額163,419千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	289,863	47,900	337,763
第2項 企業債償還金	117,641	47,900	165,541

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源			
					減積	債立	建設積立金	過損留保 年度勘定金
第1項	建設改良費	千円 172,208	千円 157,544	千円 14,664	千円 2,660	千円 2,029	千円 9,975	千円 2,778
第2項	企業債償還金	165,541	16,800	148,741	30,361	115,602		
第3項	投資	14		14		14		
	計	337,763	174,344	163,419	2,660	117,645		12,753

平成26年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	78,511,890	23,905	78,535,795
第1項	医療収益	65,563,179	13,652	65,576,831
第2項	医療外収益	12,946,011	10,253	12,956,264

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	79,510,151	22,763	79,532,914
第1項	医療費用	74,963,218	22,763	74,985,981

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,944,074千円は、過年度分損益勘定留保資金2,000,841千円及び当年度分損益勘定留保資金1,943,233千円で補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	10,578,014	9,990	10,588,004
第2項	業債	6,984,000	9,000	6,993,000
第4項	負担金交付金	1,749,517	990	1,750,507

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	14,522,088	9,990	14,532,078
第1項	建設改良費	9,019,256	9,990	9,029,246

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加茂病院電気設備改修工事請負契約	平成 27 年度	千円 163,080
新発田病院 P E T - C T 棟増築事業	平成 27 年度	378,976

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
病院整備事業費	千円 6,984,000	千円 6,993,000

(重要な資産の取得)

第6条 重要な資産の取得を次のとおり改める。

種 類	名 称	元 数 量	変 更 数 量
医 療 器 械	全身用血管造影撮影装置(アングリオ)	一 式	二 式

平成26年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	15,111,016	247,527	15,358,543
第1項 企業債	15,029,000	260,000	15,289,000
第2項 負担金交付金	82,016	△ 12,473	69,543

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	15,111,016	247,527	15,358,543
第1項 建設改良費	15,098,489	247,527	15,346,016

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	変 更 期 間	限 度 額	変 更 期 間	限 度 額
魚沼基幹病院建設工事委託契約	平成24年度から平成27年度まで	千円 12,747,087	平成24年度から平成27年度まで	千円 13,007,929

(企業債)

第4条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 後 金 額
病院整備事業費	千円 15,029,000	千円 15,289,000

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額を15,289,000千円に改める。

家畜商講習会の開催について（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時

平成26年12月17日及び18日 午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

2 講習の内容及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を受けている者は(2)及び(3)を、家畜人工授精師の免許を受けている者は(2)及び(3)の家畜の悪癖、機能障害の受講を免除する。

3 受講手続

家畜商講習会受講申込書に3,400円相当額の新潟県収入証紙及び写真（縦6センチメートル、横5センチメートル程度のもの）を貼り、11月28日までに県地域振興局農業（農林）振興部又は県農林水産部食品・流通課へ提出すること。

なお、獣医師免許証ないしは家畜人工授精師免許証を有する者は、その写しを添えて、講習時間の特例措置適用申請書も併せて提出すること。

4 受講資格

家畜の取引の業務に従事しようとする者

5 その他

(1) 受講者は、講習会当日に次のものを持参すること。

・筆記用具

・講習用テキスト（株）ぎょうせい発行の「最新版 家畜取引の知識」（価格3,497円（消費税込み））

なお、希望者には、講習用テキストをあっせんする。

(2) 詳細については新潟県農林水産部食品・流通課流通・市場係（電話025(280)5304）に問い合わせること。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調達件名及び数量

(1) ロータリ除雪車（2.2m級、ロング雪切板付） 1台

(2) ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、ロング雪切板付） 1台

(3) 除雪ドーザ（11t級、マルチプラウ、反転エッジ付） 1台

(4) 凍結防止剤散布車（3t級、4×4） 2台

(5) 凍結防止剤散布車（4t級、4×4） 2台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成26年9月10日

6 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)、(2)及び(3)について

株式会社KCMJ新潟営業所
新潟県新潟市東区下木戸3丁目1番60号

- (2) 上記1(4)及び(5)について

英和株式会社新潟営業所
新潟県新潟市中央区南笹口1丁目1番54号

7 落札価格

- (1) 上記1(1)について

28,717,840円

- (2) 上記1(2)について

28,717,840円

- (3) 上記1(3)について

15,556,940円

- (4) 上記1(4)について

32,535,180円

- (5) 上記1(5)について

32,867,380円

8 入札公告日

平成26年7月29日

9 落札方式

最低価格